

学校徴収金等の管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
福井高等学校	平成19年度以前に発生したものと学校が把握している学校徴収金等の滞納（8名171,900円）について、平成28年1月12日に催告書を送付していたが、過去の督促等に関する記録がなく債権回収に向けた取組状況が不明である。また、前記催告書発送後、生徒・保護者からの問合せにより、滞納額について疑義があることが判明した。	<p>滞納額を正確に把握するとともに、未納者に対する督促等は記録を残しつつ、計画的な債権回収を行うなど債権管理を適正に行われたい。</p> <p>【校務のチェックリスト&ナビゲーション】（平成25年12月大阪府教育委員会） XⅢ. 会計事務（私費会計）関係 1. 学校徴収金等 1～16 （略） 17 未納金について、個人別の未納額等が確認できる資料を作成している。また、納入状況を収入月毎に把握している。 18 未納者に対して書面による督促、電話連絡、家庭訪問などを行い、計画的に債権回収を行っている。</p>	<p>滞納額のうち、17,000円が納入済であることが確認できたため、現在の滞納額は、8名分154,900円となった。</p> <p>滞納者のうち4名は所在が不明であるため住民票を取り寄せ、その所在を調査した結果、新たに1名の住所が判明したため、同人に対し、催告状を発送した。</p> <p>また、他の滞納者についても、督促等の記録を残しつつ計画的な債権回収を行うなど適正な債権の回収・整理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年2月8日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
伯太高等学校	<p>毎年度、生徒の卒業等に当たり、精算・返還が行われているにもかかわらず、返還後も学校徴収金会計等に残高（159,056円）が存在しており、学校が調査したところ、以下の状況が判明した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生徒・保護者から二重納付されていること等により、返金が必要なもの [56,871円] 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金相当額として生徒・保護者から納入された資金について、適切な振替が行われなかったもの [18,720円] 3 修学旅行返還金の精算誤りによるもの [57,225円] 4 上記のほか、学年費の精算誤りが疑われるもの [26,240円] 	<p>早急に返還等の是正措置を行うとともに、今後は学校徴収金の入出金について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【校務のチェックリスト&ナビゲーション】（平成25年12月大阪府教育委員会）</p> <p>XIII. 会計事務（私費会計）関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校事務等 <ol style="list-style-type: none"> 1～19 （略） 20 卒業者に対する学年費、積立金の精算が適切に行われている。また、卒業や転退学に伴う精算金や修学旅行の不参加者に対する返還金は、速やかに支払いが行われている。 <p>学校事務関係チェックシート【私費会計関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1～2 （略） 3 会計の精算処理について <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 卒業年次の学年費の返金を年度内に行っているか。また、返金は口座振込で行っているか。 </div>	<p>1～4について、「学校徴収金等の会計処理基準」及び「学校徴収金等取扱いマニュアル」に沿って是正措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [56,871円] 返還対象者・金額について調査し、一致したもの。 <ul style="list-style-type: none"> • 39,500円 平成28年3月28日に返金を行った。 • 9,371円 平成29年12月15日に返金を行った。 • 8,000円 平成29年11月29日に返金を行った。 2 [18,720円] <ul style="list-style-type: none"> • 17,160円 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金は、一旦全校生徒分を府が全額負担しているため、生徒・保護者から納入された資金について、平成28年3月28日に府の歳入として処理を行った。 • 1,560円 調査の結果、振替対象者が確認できなかったため、未返還金口座で管理し、時効到来後、府の歳入として受入処理を行う。 3 [57,225円] 平成29年12月7日に返金を行った。 4 [26,240円] 精算誤りについて内訳を調査したところ、26,444円であったことが判明し、以下のとおり是正措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> • 22,723円

			<p>平成29年12月8日に「生徒会」会計に振替えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 204円 平成29年12月14日に返金を行った。 • 82円 平成27年11月10日に郵送代として支出した。 • 275円 修学旅行積立金であり、平成29年12月7日に返金を行った。 • 3,160円 調査の結果、振替対象者が確認できなかったため、未返還金口座で管理し、時効到来後、府の歳入として受入処理を行う。 <p>今後は、学校徴収金の入出金について適正な事務処理を行う。</p>
--	--	--	---

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局監査：平成27年10月26日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況
箕面東高等学校	<p>学校の親口座（※）において、学校徴収金等の振替先が不明となっている残高（16,812円）が存在していた。</p> <p>（※） 授業料や学校徴収金等が分割納付されるなど、満額に達しない場合や二重納付又は過誤納付があった場合の一括受入用預金口座</p>	<p>親口座の残高内訳を把握の上、是正措置を行うとともに、今後は学校徴収金等の入出金について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【校務のチェックリスト&ナビゲーション】（平成25年12月大阪府教育委員会）</p> <p>XIII. 会計事務（私費会計）関係</p> <p>1. 学校事務等</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 学校徴収金等の一括受入れ用口座（親口座）に振り込まれた不明金は、内容を確認し、速やかに適切な会計の預金口座に振り替えている。</p> <p>7～19（略）</p> <p>20 卒業者に対する学年費、積立金の精算が適切に行われている。また、卒業や転退学に伴う精算金や修学旅行の不参加者に対する返還金は、速やかに支払いが行われている。</p> <p>学校事務関係チェックシート【私費会計関係】</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 会計の精算処理について</p> <p><input type="checkbox"/> 卒業年次の学年費の返金を年度内に行っているか。また、返金は口座振込で行っているか。</p>	<p>親口座の残金について、入出金状況を確認したところ、次のとおり判明した。</p> <p>分割納付等により完納されたものの、学年費など個別の会計（以下「各会計」という）への振替がなされていないもの5名分、69,779円。</p> <p>退学生徒の過誤納金の返金につき、各会計から返金すべきところ、親口座から返金していたもの1名分、18,800円。</p> <p>学年費精算金等の返金につき、二重に返金していたもの2名分、34,167円。</p> <p>是正措置として、本来帰属すべき各会計への振替を行うとともに、二重返金分については返還を求める文書を送付した。</p> <p>今後、親口座内現金については、不明金を全額解消し、親口座に入金がある都度、消込不明保留者一覧との突合を確実にし、適正に管理する。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局監査：平成28年2月5日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
西野田工科高等学校	<p>毎年度、生徒の卒業等に当たり、精算・返還を行うべきところ、不十分な精算・返還により、学校徴収金会計に残高（5,596,054円）が存在しており、学校が調査したところ、以下の状況が判明した。</p> <p>1 生徒・保護者から返還先口座の連絡がなかったものについて、再度の確認を行わずに未返還となっているもの。[4,056,325円]</p> <p>2 上記の他、転退学者の精算遅れにより対象者や返還額が確定できなくなっているもの。[1,539,729円]</p>	<p>早急に返還等の是正措置を行うとともに、今後は学校徴収金の精算・返還について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【校務のチェックリスト&ナビゲーション】（平成25年12月大阪府教育委員会） XⅢ. 会計事務（私費会計）関係</p> <p>1. 学校徴収金等 20 卒業者に対する学年費、積立金の精算が適切に行われている。また、卒業や転退学に伴う精算金や修学旅行の不参加者に対する返還金は、速やかに支払いが行われている。</p> <p>学校事務関係チェックシート【私費会計関係】</p> <p>3 会計の精算処理について <input type="checkbox"/> 卒業年次の学年費の返金を年度内に行っているか。また、返金は口座振込で行っているか。 <input type="checkbox"/> 修学旅行実施後の返金（残金）がある場合、返金の手続を行っているか。また、返金せず次年度の学年費に繰り入れる場合、保護者の理解を得ているか。</p> <p>【学校徴収金等の未返還金等にかかる取扱いについて（通知）】（教委財第1200号平成21年5月14日）</p> <p>2 未返還金等の取扱いについて (1) 学校徴収金及び団体徴収金並びに給付金等について ① 返還金等の金額及び返還等の対象者が一致する場合 別添記載の内容に基づき事務処理を行うものとする。</p> <p>【別添】学校徴収金等が返還となる場合の事務処理等について (3) 返金の際、相手方が所在不明等で連絡が取れない場合の対応 ① 学校に届け出されている住所地の市区町村役場（政令市にあっては区役所）に公用にて住民票を徴求し、住所変更の有無を確認する。 ⇒ 確認が出来た場合は、簡易書留郵便等、配達の様子が確認できる方法により返還通知書を送付し、振込先口座等返金方法について連絡を取り、速やかに返金を行う。</p>	<p>不十分な精算・返還となっている学校徴収金について、各会計別に精査を行い、返還額・返還者を確定し、返金処理等を完了した。</p> <p>今後は、学校徴収金の精算・返還について適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年11月12日）